

第1回

(平成29年1月10日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成29年1月10日（火）午前9時半から午前10時半
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 10名

1番委員 沢田 真二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則
10番委員 石松 まゆ子

4 欠席委員

5 議事日程

- 1) 会期の決定
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 会議書記の指名
- 4) 議第 1号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第 2号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第 3号案 農地利用集積円滑化事業規程の認定について
議案 4号案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
議第 5号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

6 事務局職員

事務局長 高波昌一・農地係 久保田文子

7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、3番・4番委員を指名します。

議 長 議事に入ります。議第1号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 議第1号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番2番3番について、9番委員より調査報告をお願いします。

- 9 番 （調査番号1・2・3）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は新規就農です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）です。経営面積新規就農のため54aです。3条調査項目により報告

します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1 km。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：1番反50万円2番反50万円3番20万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラック草刈機。8番（取得農地の利用計画）：野菜。9番（周辺地域との関係）：周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号4番について、6番委員より調査報告をお願いします。

6番 （調査番号4）賃借人・賃貸人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃借人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力1人）です。経営面積は、162a田160a畑2a。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：600m。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：反12千円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他一式。8番（取得農地の利用計画）：水稻。9番（周辺地域との関係）：周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号5番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 （調査番号5）賃借人・賃貸人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃借人の経営内容について報告します。家族7人（稼働力3人）です。経営面積は、677a田460a畑217a。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1 km。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：反18千円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他一式。8番（取得農地の利用計画）：水稻。9番（周辺地域との関係）：周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号6番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 （調査番号6）使用借人・使用貸人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業者年金受給のためです。使用借人の経営内容について報告します。家族7人（稼働力3人）です。経営面積677aのうち田460a畑217aです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1 km。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：0円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。8番（取得農地の利用計画）：従来どおり。9番（周辺地域との関係）：従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 議 長 調査番号7番について、3番委員より調査報告をお願いします。
- 3 番 (調査番号7) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族5人(稼働力2人)です。経営面積81aのうち田70a畑11aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):0m。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):反40万円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):ター他。8番(取得農地の利用計画):水稻。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議 長 調査番号8番について、3番委員より調査報告をお願いします。
- 3 番 (調査番号8) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は交換です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)です。経営面積70aのうち畑70aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):800m。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):0円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター他。8番(取得農地の利用計画):飼料。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議 長 調査番号9番について、3番委員より調査報告をお願いします。
- 3 番 (調査番号9) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は交換です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2)。経営面積367aのうち田150a畑217aです。成牛4育成4子牛4。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):800m。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):0円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):一式。8番(取得農地の利用計画):牧草。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議 長 調査番号10番について、3番委員より調査報告をお願いします。
- 3 番 (調査番号10) 借借人・貸貸人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。借借人の経営内容について報告します。従業員6人)です。経営面積は、667a茶畑667a。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):500m。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):反6千円。6番(耕作放棄地):

問題なし。7番（農機具の利用計画）：一式。8番（取得農地の利用計画）：茶。9番（周辺地域との関係）：周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

6番 調査番号8について面積は正しいか。10について現況は
事務局 相良地の分が台帳面積に含まれているが、今は売却済みとのこと。
3番 今から茶を植栽するとのこと。

10番 調査番号3について価格は20万か。調査番号7の価格は

3番 間違いありません。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議長 全委員賛成ですので、調査番号2については原案のとおり決定します。

議長 調査番号3について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議長 全委員賛成ですので、調査番号3については原案のとおり決定します。調査番号4について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議長 全委員賛成ですので、調査番号4については原案のとおり決定します。

議長 調査番号5について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議長 全委員賛成ですので、調査番号5については原案のとおり決定します。調査番号6について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議長 全委員賛成ですので、調査番号6については原案のとおり決定します。

議長 調査番号7について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議長 全委員賛成ですので、調査番号7については原案のとおり決定します。調査番号8について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議長 全委員賛成ですので、調査番号8については原案のとおり決定します。

議長 調査番号9について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号9については原案のとおり決定します。調査番号10について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号10については原案のとおり決定します。それでは、議第2号案農地法第5条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第2号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 (調査番号1) 譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は事業拡張です。施設の概要は廃車置場です。5条調査項目により報告します。
1番(農地区別):第1種農地。集落接続。2番(着工時期):平成20年から知らずに転用。3番(資金調達):自己資金。4番(建面積割合):問題なし。5番(周囲の承諾):同意済み。6番(公衆衛生):問題なし。7番(転用措置):問題なし。8番(日照および通風):問題なし。9番(耕作者・周囲の同意):問題なし。10番(農振法):農地用区域外。11番(取得価格):700千円以上、報告終わります。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。次に議第3号案農地利用集積円滑化事業規程の認定についてを議題とします。

事務局 議第3号案農地利用集積円滑化事業規程の認定について（朗読）

議長 発言のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。原案どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、原案のとおり決定します。次に議第4号案農地等の利用の最適化に関する指針の決定についてを議題とします。

事務局 議第4号案農地等の利用の最適化に関する指針の決定について（朗読）

議長 農地利用最適化推進委員に意見を聞くとなっていますので、推進委員の発言をお願いします。

佐無田 貸し手と借り手のマッチングを進めていけばいいのではないかと。

議長 10年後の目標がこの指針となります。集積も中間管理機構を通じた取り組みが必要。実績に応じた最適化交付金が交付される。

2番 この指針の数値は妥当なものと思われま。

議 長 質疑がないようですので採決します。原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議 長 全委員賛成ですので、原案のとおり決定します。次に議第5号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

事務局 議第5号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画（平成29年1月10日付け：球錦農林第12082号）の諮問があり、今回は所有権移転3件、利用権の再設定が4件、新規が6件です。

（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議 長 内容説明が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

(全委員：質疑なし)

議 長 質疑がないので、採決します。議第5号案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議 長 全委員、賛成ですので、議第5号案については原案のとおり決定します。次に報告第1号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について上程します。

議 長 事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第10号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）

議 長 農業経営基盤強化促進事業のあっせんについて物件番号1は、4番委員と10番委員でお願いします。

議 長 農業経営基盤強化促進事業のあっせんについて物件番号2は、8番委員と9番委員でお願いします。物件番号3は、3番委員と2番委員でお願いします。

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しましたので、平成29年第1

回総会を閉会します。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年1月10日

農業委員会会長

3番 農業委員

4番 農業委員
